

5 新国外送金等調書法第六条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき財産債務調書に係る同条第一項に規定する財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税に関し新国外送金等調書法第六条第一項に規定する修正申告等があった場合における当該所得税又は相続税について適用する。

6 附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二条の規定の適用については、同条第二項中「国外財産調書」とあるのは、「国外財産調書並びに同法第六条の第二第一項に規定する財産債務調書」とする。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う一般的経過措置）

第百二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税については、なお従前の例による。

（紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率の特例）

第百三条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るたばこ

特別税の税率は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次条第四項及び附則第一百五條第四項において「特別措置法」という。）第八條第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百五十六円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百二十三円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百二十四円

（たばこ特別税に係る未納税移出等に関する経過措置）

第百四條 附則第五十一條第一項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前條第一号に定める税率とする。

2 附則第五十一條第二項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前條第二号に定める税率とする。

3 附則第五十一條第三項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、前條第三号に定める税率とする。

4 附則第五十一条第四項に規定する場合における同項に規定する紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率は、特別措置法第八条第一項に規定する税率とする。

(たばこ特別税に係る手持品課税)

第百五条 平成二十八年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき六十七円のたばこ特別税を課する。

2 前項の規定により課するたばこ特別税は、附則第五十二条第二項の規定によるたばこ税の申告にあわせて申告し、及び同条第四項の規定によるたばこ税の納付にあわせて納付しなければならない。

3 第一項の規定によるたばこ特別税及び附則第五十二条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべき紙巻たばこ三級品につき、同条第六項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額

を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

4 特別措置法第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十四条第一項及び第四項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の規定により課するたばこ特別税について準用する。この場合において、特別措置法第十条第二項中「前項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第二百五条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二百五条第三項」と、特別措置法第十二条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたとき」とあるのは「所得税法等改正法附則第二百五条第二項の規定により同項に規定するたばこ特別税及びたばこ税（以下「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」という。）の納付があつたとき」と、「定めるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、特別措置法第十四条第一項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第四項中「第一項（第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第二百五条第四項において準用する第一項」と、特

別措置法第十五条第一項中「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等改正法附則第一百五条第四項において準用する前条第一項」と、「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第二項中「前項」とあるのは「所得税法等改正法附則第一百五条第四項において準用する前項」と、特別措置法第十六条第一項中「たばこ特別税」とあるのは「所得税法等改正法附則第一百五条第二項に規定するたばこ特別税」と、「たばこ税」とあるのは「同項に規定するたばこ税」と、同条第二項中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「所得税法等改正法附則第一百五条第四項において準用する第一項」と、「前項」とあるのは「同条第四項において準用する前項」と、特別措置法第十七条第一項中「第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「又はたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「又は手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、「これらの規定」とあるのは「同法の規定及びたばこ税法第十六条第七項の規定」と、同条第三項及び特別措置法第十八条中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と読み

替えるものとする。

5 平成二十九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第八項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき六十七円のたばこ特別税を課する。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第五項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第五項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第八項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項」と、第四項中「第一項の」とあるのは「第五項の」と、「附則第一百五条第三項」とあるのは「附則第一百五条第六項において準用する同条第三項」と、

「附則第一百五條第二項」とあるのは「附則第一百五條第六項において準用する同條第二項」と、「附則第一百五條第四項」とあるのは「附則第一百五條第六項において準用する同條第四項」と、「同條第四項に」とあるのは「同條第六項において準用する同條第四項に」と読み替えるものとする。

7 平成三十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保稅地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二條第十項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百一円のたばこ特別税を課する。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第七項」と、「附則第五十二條第二項」とあるのは「附則第五十二條第十一項において準用する同條第二項」と、「同條第四項」とあるのは「同條第十一項において準用する同條第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第七項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二條第一項」とあるのは「附則第五十二條第十項」と、「同條第六

項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、第四項中「第一項の」とあるのは「第七項の」と、「附則第一百五条第三項」とあるのは「附則第一百五条第八項において準用する同条第三項」と、「附則第一百五条第二項」とあるのは「附則第一百五条第八項において準用する同条第二項」と、「附則第一百五条第四項」とあるのは「附則第一百五条第八項において準用する同条第四項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第八項において準用する同条第四項に」と読み替えるものとする。

9 平成三十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第十二項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百九十六円のたばこ特別税を課する。

10 第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十三項におい

て準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第九項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、第四項中「第一項の」とあるのは「第九項の」と、「附則第一百五條第三項」とあるのは「附則第一百五條第十項において準用する同条第三項」と、「附則第一百五條第二項」とあるのは「附則第一百五條第十項において準用する同条第四項」と、「附則第一百五條第四項」とあるのは「附則第一百五條第十項において準用する同条第四項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第十項において準用する同条第四項に」と読み替えるものとする。

11 第二項（第六項、第八項又は前項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

12 前項の犯罪に係る紙巻たばこ三級品に対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とする

ことができる。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前二項の罰金刑を科する。

14 前項の規定により第十一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

15 第一項、第五項、第七項又は第九項の規定により課するたばこ特別税に関する調査については、これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又はこれらの規定に規定する者の紙巻たばこ三級品を保管したと認められる者若しくは保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号イに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号イに係る部分に限る。）、同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。この場合において、同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）

に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第一百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）とする。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百六条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二第六項及び第十一項の規定の適用については、同条第六項中「又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十一項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第四百四十四条中「と、」とあるのは「と、」「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中

「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」とする」とあるのは「とする」とする。

2 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第九項、第十七条の二の三第九項、第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第十二項中「第四十二

条の十二第二項、第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百七条 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第七条の三第六項中「第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二」とする。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百八条 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十三項、第二十五条の二の二第九項、第二十五条の二の三第九項、第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の二第十三項中「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の二」とあるのは、「第六十八条の十五の二」とする。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経

過措置)

第一百九条 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の三第六項、第二十五条の三の二第五項及び第二十五条の三の三第五項の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の三第六項中「第六十八条の十五の三」とあるのは、「第六十八条の十五の二」とする。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

第一百十条 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「旧震災特例法」という。)第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第九条の規定による改正前の東

日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者又は旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条 法人の施行日前に開始した第十七条の規定による改正前の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧改正法」という。）附則第十四条第二項に規定する各事業年度の所得に対する法人税及び連結親法人の施行日前に開始した旧改正法附則第二十二條第二項に規定する各連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次の

ように改正する。

第十六条第一項及び第十六条の二第二項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第百十三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加える。

(地方法人税法の一部改正)

第百十四条 地方法人税法の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第七号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同条第八号中「第二条第十二号の七の四」を

「第二条第十二号の七の二」に改める。

第十三条第一項中「当該適格合併」を「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」に改める。

第十六条第六項第三号中「当該適格合併」を「当該合併」に改める。

第二十六条第二項中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項(更正等の期

間制限の特例等」と、」を削り、「又は同条第一項」を「又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第四条の二又は」を削り、「場合には」を「場合又は同法第二百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は」に改め、同条第二項中「」の規定」を「」又は同法第二百二十七条第二項の規定」に、「その取消しに係る」を「同項の承認の取消しに係る」に改め、「事業年度」の下に「又は同条第二項に規定する事業年度」を加える。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「と、」の下に「同条第三項中「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という）とあるのは「調整前事業所得税額（所得税法等の一部を

改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第六項
 第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ」と、同条第四項中「事業所得に係る所
 得税額」とあるのは「調整前事業所得税額」と、「を加える。

附則第二十二條第一項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	
法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二條の四、第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二並びに法人税法第六十七條か	調整前法人税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで

法人税の額の額	ら第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項
調整前法人税額の	

附則第二十二條第一項の表第二項の項の次に次のように加える。

第三項	法人税の額	調整前法人税額
-----	-------	---------

附則第二十二條第一項の表第四項の項に次のように加える。

各事業年度において法人税の額	各事業年度において調整前法人税額
----------------	------------------

附則第二十二條第一項の表第五項の項中「(第四十二條の四の二第七項)」の下に「の規定により読み替

えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項」を加え、「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項）を「第四十二条の五第五項」に改める。

附則第三十三条第一項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五	調整前連結税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう
-----	---	---